

取手市公用車広告掲載取扱要領

○取手市公用車広告掲載取扱要領

平成22年3月4日

告示第45号

(趣旨)

第1条 この要領は、取手市広告掲載要綱（平成18年告示第121号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、取手市が所有する自動車（市がリース契約により市が使用する車両を含む。以下「公用車」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載範囲)

第2条 公用車に掲載することができる広告は、要綱第3条第1項の規定を満たし、かつ、同条第2項の規定に基づき定められた基準を満たすものとする。

2 災害用トイレトラック（以下「トイレトラック」という。）に掲載することができる広告は、前項に規定する要件に加えて、その内容が、被災者の心情に配慮する観点から適切でないと思料する者が社会通念上相当程度存すると認められるものでないものとする。

(広告掲載公用車の種類)

第3条 広告掲載公用車の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 軽自動車及び小型乗用車（バンを含む。）で市長が指定するもの（以下「軽自動車等」という。）

(2) トイレトラック

第4条 広告の規格は、別表に定めるとおりとする。

2 広告の掲載位置は、公用車の側面で市長が指定する位置とする。

3 広告の掲載方法は、車体に貼り付ける方法とし、車体への塗装は行わないこととする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、次の各号に掲げる公用車の区分に応じ、当該各号に定める期間を単位とする。この場合において、広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）が次に掲げる期間を超える期間にわたる掲載を希望するときは、12か月を限度とする。

(1) 軽自動車等 1か月

(2) トイレトラック 6か月

(トイレトラックに掲載する広告の掲載期間の特例)

第5条の2 トイレトラックに掲載する広告は、トイレトラックが次に掲げる協定等に基づいて被災地に派遣されている間は、これを掲載しないものとする。

取手市公用車広告掲載取扱要領

(1) 一般社団法人助けあいジャパンとの協定

(2) 近隣市町村，市と災害協定を結んでいる市町村その他の地方公共団体からの派遣要請

2 前項の規定により広告を掲載しない期間があったときは，当該掲載しなかった期間の日数分，掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は，取手市ホームページ，広報とりで等により行うものとする。

2 市長は，広告掲載の募集を行うに当たり，第10条に規定する広告主となり得る者に対し，広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 申込者は，前条の規定による募集を行う期間の間に，取手市公用車広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第8条 前条の規定により申し込まれたものであって，かつ，次条の規定に基づき広告を掲載することが適当とされたものの数が，第6条第1項の規定に基づき募集した広告掲載の枠数を超えるときは，市内に事業所等を有するものを優先する。

2 前項の規定を適用してもなお決しないものについては，抽選により決定する。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は，前条に規定する申込書の提出があったときは，要綱第6条第3項及び第4項の規定に基づき，広告掲載の可否を決定し，その結果を取手市公用車広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(広告掲載に当たっての承諾)

第10条 前条の規定に基づき広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は，市長が指定する期日までに，取手市公用車広告掲載承諾書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(広告の作成，掲載及び撤去)

第11条 公用車に掲載する広告の作成，掲載及び撤去に要する費用は，広告主が負担するものとする。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は，別表に定めるとおりとする。

2 広告主は，市長が別に指定する期日までに，第5条に規定する広告掲載期間に係る掲載料を年度を単位として原則一括して納入しなければならない。

取手市公用車広告掲載取扱要領

3 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、広告の掲載を決定した後に広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により広告掲載料の返還が生じた場合においても、返還金に対する利息は付さないものとする。

5 第5条の2の規定を適用した場合における掲載料の取扱いについては、市長が別に定める。
(広告原稿の提出)

第13条 広告主は、広告の原稿を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 トイレトラックに広告を掲載する広告主は、市長が指定する再剥離シートにより作成した広告原稿2枚(掲載期間が12か月である場合にあっては、4枚)を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(補修及び原状回復)

第14条 公用車の広告掲載期間内において、広告主の責めに帰さない事由により広告が破損したときは、市の責任において当該広告を補修するものとする。ただし、市の責任によらない広告の破損等に係る補修にあっては、この限りでない。

2 広告主は、広告の掲載及び撤去作業により公用車を破損させたときは、直ちに市長に報告するとともに、当該公用車を原状回復させなければならない。

(使用の中止)

第15条 市長は、広告付き公用車を使用することが不適切と認めたときは、その広告の使用を中止するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、公用車への広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成22年3月5日から施行する。

付 則 (平成30年告示第11号)

この要領は、平成30年2月7日から施行する。

付 則 (平成30年告示第209号)

この要綱は、平成30年12月12日から施行する。

付 則 (令和2年告示第107号)

この要領は、令和2年4月6日から施行する。

付 則 (令和4年告示第75号)

取手市公用車広告掲載取扱要領

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

付 則（令和７年告示第１３３号）

この要領は、令和７年５月８日から施行する。

別表（第４条，第１２条関係）

区分			内容
広告規格	大きさ	軽自動車等	縦 ４０cm×横 ７０cm以内
		トイレトラック	縦 １２０cm×横 ７５cm 以内
	色		白黒又はカラー（ただし，奇抜な色彩及びデザインは避けること。）
掲載料 （月額）	軽自動車等	規格内	１箇所当たり １，４００円
		規格外	１cm ² 当たり ０．５円（金額に １０円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）
	トイレトラック		１箇所当たり ４，５００円

取手市公用車広告掲載取扱要領

様式第1号(第7条関係)

取手市公用車広告掲載申込書

年 月 日

取手市長 殿

住所又は所在地
名称及び代表者氏名
電話番号
(担当者氏名)

取手市公用車広告掲載取扱要領第7条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告の掲載を希望する公用車の種類	
広告の内容 業種 取扱商品又はサービス等	
掲載希望期間	年 月(1か月) 年 月 日から 年 月 日まで (か月間)
添付書類	・法人の場合，登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ・個人の場合，身分証明書(本籍地の市区町村で発行されたもの) ・広告案 ・その他申込みに必要な書類

様式第2号(第9条関係)

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

印

取手市公用車広告掲載(不掲載)決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった取手市公用車広告掲載申請について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定内容 掲載 不掲載
- 2 公用車の種類
- 3 広告掲載料 金 円
- 4 広告掲載料の納入期限 年 月 日
(同封の納入通知書により指定の場所でお支払いください。)
- 5 公用車への広告の掲載位置
- 6 その他留意事項
 広告掲載に当たっては、取手市広告掲載要綱、取手市公用車広告掲載取扱要領
 等を遵守してください。また、同要綱、同要領等に定めのない事項については、市
 長と広告主がその都度別に協議するものとします。
- 7 掲載できない理由

様式第3号(第10条関係)

取手市公用車広告掲載承諾書

年 月 日

取手市長 殿

承諾者(申込者)
住所又は所在地
名称及び代表者氏名

年 月 日付けで通知のあった取手市公用車広告掲載決定に基づき広告を掲載するに当たり、下記の事項について承諾します。

記

- 1 次に掲げる規程その他の事項を遵守します。
 - ア 取手市広告掲載要綱
 - イ 取手市公用車広告掲載取扱要領
 - ウ 取手市広告掲載要綱及び取手市公用車広告掲載取扱要領に基づき市長が別に定める事項
- 2 取手市広告掲載要綱及び取手市公用車広告掲載取扱要領等に定めのない事項については、市長と広告主がその都度別に協議します。
- 3 市長が広告付き公用車を使用することが不適切と認めたときは、その広告の使用を中止します。